

農地中間管理事業が 始まりました

農地中間管理事業とは

これまで、市町の段階で行ってきた農地の貸借事業を拡充し、農地を扱う農地中間管理機構を設けて、担い手への農地集積を支援するものです。愛媛県では、「えひめ農林漁業振興機構」がその役割を果たします。



事業の主な目的

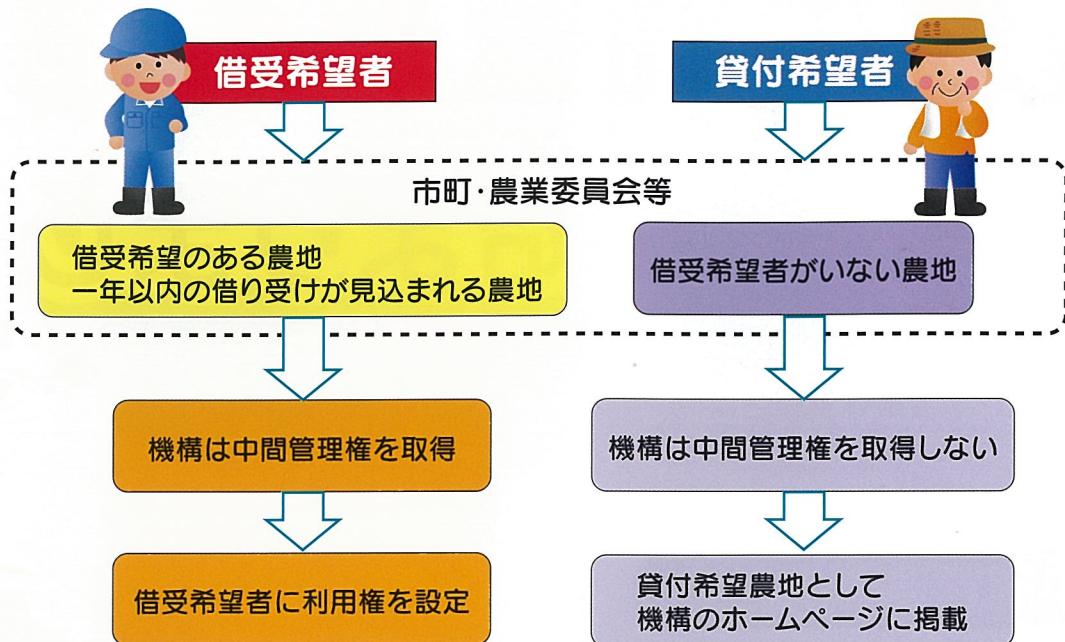
- 人・農地プランにおける中心的な経営体など地域の担い手の生産基盤を強化し、効率的・安定的な経営体に育成すること。
- 広く担い手の参入を求め、農地の利用集積につなげること。
- 集落営農組織の法人化や既存の集落営農法人の経営体質を強化すること。

事業の仕組み

- 1 機構は農地の借受希望者を公募し、貸付希望者から借り受けた農地（中間管理権の取得）を借受希望者に貸し付けます。
- 2 機構が借り受ける農地は、次の農地です。
 - ① 借受希望のある農地
 - ② 1年以内の借り受けが見込まれる農地
- 3 機構が中間管理権を取得しない貸付希望農地は、本人の希望に応じて機構のホームページに掲載し、借受希望者に情報を提供します。



事業の流れ



機構集積協力金

機構を通じて担い手に農地を貸し付けると、機構への貸付者に協力金が支払われます。

I 地域集積協力金(円／10a)

担い手への農地集積の割合が高いほど単価は高くなり、取組みが早いほど単価は高くなります。

地域農地に占める割合	26～27年度	28～29年度	30年度
2割超～5割以下	20,000	15,000	10,000
5割超～8割以下	28,000	21,000	14,000
8割超～	36,000	27,000	18,000

II 耕作者集積協力金(円／10a)

機構を通じて2筆以上の農地を貸し付ける等により、機構への貸付者に支払われます。
取組みが早いほど、単価は高くなります。

年　度	26～27年度	28～29年度	30年度
協力金単価	20,000	10,000	5,000

III 経営転換協力金

農業からのリタイアや経営転換する場合等に、機構を通じて農地を貸し付けると貸付者に支払われます。

貸付面積	0.5ha以下	0.5ha超～2.0ha以下	2.0ha超
協力金単価	30万円／戸	50万円／戸	70万円／戸

農地売買事業 機構が購入した農地を担い手に貸し付け、一定の期間を経過したのち当該担い手に売り渡す仕組みです。これまで農地保有合理化事業で行ってきましたが、今後も機構の特例事業として継続します。

詳しくは、最寄りの市町、農業委員会にお問い合わせください。

(公財)えひめ農林漁業振興機構 松山市一番町4丁目4-2 tel.089-945-1542

愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん 許諾番号1-2606010